

上富田町共同作業場管理及び運営委託事業者選定
公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

現在操業していない上富田町共同作業場について、管理及び運営を委託する事業者を選定し、操業につなげることにより、地域住民の経済的、文化的生活の向上に資することを目的とする。

本要領は、上富田町共同作業場の管理及び運営を委託する事業者の選定にあたり、選定手続きなどについて必要な事項を定める。

2. 概要

(1) 施設名称

上富田町立木材加工共同作業場

(※施設名称については、委託する事業内容に合わせて変更する予定であり、事業内容を限定するものではない。)

(2) 施設所在地

上富田町岩崎字蓮ヶ池 245 番地の 15

(3) 施設概要

建物 鉄骨淀ルーフ平屋 延べ床面積 393.40 m²

土地 宅地 900.15 m²

(4) 賃貸借期間及び払下げについて

原則として、令和 7 年 4 月 1 日以降 6 ヶ月以内に賃貸借を開始し、概ね 2 年後に払下げをすることを前提とする。

(5) 提案限度額

賃 貸 借：月額 200,000 円以上

売払い価額： 4,000,000 円以上（払下時）

(6) その他

- ・ 賃貸借期間における修繕については、10 万円以上の修繕に対し 1/2 を町が負担するものとする。ただし、負担上限は 50 万円（修繕費 100 万円）までとする。
- ・ 契約時には、預り金（賃貸借料 3 ヶ月分）が必要です。

3. 参加資格要件

公募申込できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

- (1) 地域住民の経済的、文化的生活の向上に資する事業者であること。
- (2) 継続的な経営が可能と見込まれる事業者であること。
- (3) 地域との良好な関係を構築することができる事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 7 5 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店または営業所（町との契約に関する事務を行う事務所をいう。以下、同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員などが、暴力団又は暴力団員暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (8) 公租公課を滞納していないこと。
- (9) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。

4. 公募に係る日程

次の日程のとおりとする。

内容	期日
実施要領の公表	令和 6 年 1 2 月 2 日 (月)
説明会・現地見学会参加登録〆切	令和 6 年 1 2 月 2 3 日 (月)
説明会・現地見学会	令和 6 年 1 2 月 2 6 日 (木)
参加意思表明書の提出期限	令和 7 年 1 月 1 5 日 (水)
質問書の提出期限	令和 7 年 1 月 2 2 日 (水)
質問書の回答期限	令和 7 年 1 月 2 9 日 (水)
提案書等提出書類の提出期限	令和 7 年 2 月 2 8 日 (金)
プレゼンテーションへの参加要請	令和 7 年 3 月 7 日 (金)
プレゼンテーションの実施	令和 7 年 3 月 1 8 日 (火)
選定結果の通知	令和 7 年 3 月 2 5 日 (火)

※各提出期限の締め切り時間については、午後 5 時までとする。

5. 審査委員会の設置

事業者を選定するため、副町長、当町職員及び町長が指名する委員で構成する上富田町共同作業場管理及び運営委託事業者選定に係る審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

6. プロポーザルへの参加申込及び辞退

(1) 説明会・現地見学会参加登録

①説明会・現地見学会への参加を希望する事業者は、説明会・現地見学会参加申込書（様式 1）を提出すること。

(2) 参加意思表明書の提出

①プロポーザルに参加を申し込む事業者は、参加意思表明書（様式 2）に次の書類各 1 部を添付し、提出すること。

ア) 会社概要（様式 3）

イ) 納税証明確認同意書（様式 4）

ウ) 誓約書（暴力団・暴力団員等ではないことを確認する為の誓約書）（様式 5）

②提出場所は、上富田町役場 総務課 財政・管財班へ持参又は郵送とし、持参による提出の場合は、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12/28～1/5）を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 参加の辞退

参加事業者は、辞退届（様式6）の提出により、いつでも当該プロポーザルの参加を辞退することができる。

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

プロポーザルの実施及び契約に関する質問の受付を次の通り行う。

- ①受付期限 令和 7年 1月22日（水） 午後5時
- ②提出方法 質問書（様式7）に質問事項を記載し、電子メールに添付すること。なお、件名は、「プロポーザルに関する質疑【会社名】」とすること。
- ③提出先 メールアドレス：soumu@town.kamitonda.lg.jp

(2) 質問の回答

(1) で提出された質疑については、全件を「質問回答書」としてとりまとめたうえ、参加意思表明書を提出した者に電子メールにより回答する。

8. 事業内容提案書の提出

(1) 提出書類

- ①事業内容提案書（事業内容のほか、「3. 参加資格要件」(1)～(3)を満たすことのわかるもの）（任意様式）
- ②見積書（様式8）

(2) 提出部数

正本各1部（紙媒体）、PDFデータ（CD-R）

(3) 提出方法等

提出期限 令和 7年 2月28日（金）午後5時まで

- ①提出先 上富田町総務課 財政・管財班
- ②提出方法 提出期限内に持参（土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（必着）とする。
なお、郵送の場合は、到着の有無について提出先へ確認すること。

(4) その他

提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由をもっても受理しない。

- ①提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合であっても補充することは出来ない。

- ②提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、事業内容提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者を失格とする。
- ③提出書類一式については返却しない。
- ④提出書類の作成及び事業内容提案に要する経費は、提案者の負担とする。
- ⑤提出書類については、当該提案者に対して無断で二次的な使用は行わない。

9. プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションへの参加を要請する事業者には、令和7年3月7日（金）までに、メールにて参加要請を行う。

(1) 日 時 令和 7年 3月18日（金）

(2) 場 所 上富田町役場 1階会議室1

(3) 内 容 プレゼンテーション参加人数は3名までとし、プレゼンテーションの時間は、質問時間を含め40分以内とする。

(※事業内容提案書説明（30分）、質疑応答（10分）を想定）

(4) その他

○4社以上の事業者から提案があった場合には、事業内容提案書・価格から3社以内を選定し、選定された事業者のみでプレゼンテーション（2次審査）の審査を実施するものとする。

○順番は上富田町による抽選のうえ決定する。

会場にはディスプレイを準備するが、パソコン等その他必要な機材は、全て提案者が用意すること。

10. 審査方法等

(1) 審査基準

①事業内容提案書（配点 350 点）

審査		評価項目	評価内容
事業 内容 提案 書	1	地域貢献（100 点）	・地域住民の経済的、文化的生活の向上に資する事業者であるか。
	2	継続性（100 点）	・継続的な経営が可能と見込まれる事業者であるか。（実施体制等）
	3	地元対策（100 点）	・地域との良好な関係を構築することができる事業者であるか。（事業内容及び具体的な地元対策等）
	4	自由提案（50 点）	・独自に PR する事項について

②価格（配点 50 点）

【審査方法】

- (1)（※参加事業者が多い場合のみ）事業内容提案書・価格にて総務課 財政・管財班担当が1次審査を行い、3社以内に選定する。
- (2) 2次審査は3社以内からのプレゼンテーションの内容をもとに審査委員会が審査をする。
- (3) 2次審査の合計点を算出し最高得点を得た事業者を契約候補者に特定し、次点1社を選定する。（ただし、配点合計における6割以上の得点を獲得した場合に限る。）
 - ①（3）の結果において、2以上の事業者があった場合には、「価格」に関する事項を除いた合計得点が高い候補者に特定する。
 - ② ①の結果、得点が同点の場合には、くじ引きとする。
- (4) プレゼンテーションに参加することができない、もしくは途中退席などにより評価採点を完全に行うことができない委員があった場合には、その委員の評価採点を無効とする。
- (5) 評価採点の内容は公表しない。
- (6) 提案事業者が1者のみの場合でも審査を実施し配点合計における6割以上の得点を獲得した場合に限り、契約候補者として選定する。

1 1. 審査結果及び契約

(1) 審査結果の報告

審査委員会は、審査した結果を町長に報告しなければならない。町長は、提案者（書）を特定する。

(2) 審査結果の通知

全ての提案者に対して、令和7年3月25日（火）までの間に審査結果を通知するものとする。

(3) 契約の締結

審査結果に基づき、特定した受託事業者と契約を締結する。

特定した受託事業者が、事業内容提案書の提出期限後に参加資格に該当しなくなった場合や事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合には、審査結果が次点の提案者と契約を締結することができる。

1 2. 問い合わせ先

上富田町役場 総務課 財政・管財班

所在地 〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763

電話 0739-47-0550（代表）内線221

FAX 0739-47-4005

メールアドレス soumu@town.kamitonda.lg.jp